

総務常任委員会

(3月4日開催)

議案第1号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第18号の一部、議案第19号の一部、議案第20号 (原案可決)

委員会質疑要約

\*議案第9号について

任期付職員は現在何名いるのか。また採用の条件はどのようなものか。

人数は、保育士4名、幼稚園教諭1名、看護師3名及び一般行政職2名の計10名です。また、条件は、高度な専門的知識や優れた識見を有し、その知識等を一定の期間活用し、遂行する業務がある場合に、任期を定めて採用することができるとされており、一定の期間内に終了する、もしくは業務量が増大すると見込まれる業務に限り、従事させることとされています。

特別な技術や能力のある方が募集の対象だと思いが、職種により採用する期間や、年齢制限等はどうか。

採用する期間は、通常は2年から3年間であり、最長で5年間です。また、年齢制限は特に設けていません。

任期付職員を配置する予定の部署は既に決まっているのか。今後の方向性はどうか。

現在、保育士及びオリンピック・パラリンピック担当者などで採用している実績があり、今後も継続するものと考えます。また、他の部署においても、必要に応じて採用を検討しています。

任期付職員の男女比率はどうか。

男性2名、女性8名です。

\*議案第18号について

航空機騒音対策空

調機器設置事業について、1台5万円としている補助額を、実態に合わせて増額する考えはないか。

横芝光町と構成している騒音問題に関する地区部会での決定金額であり、3カ年の実施期間の間は、状況を確認し、その後検討したいと考えています。

身近な公共交通確保事業の減額の理由は何か。

国からの補助金が確定したことによるものです。

証明書等コンビ二交付構築事業の減額の理由は何か。

委託費の減額によるものです。



総務常任委員会の様子

文教厚生常任委員会

(3月4日開催)

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第13号、議案第18号の一部、議案第19号の一部、議案第21号、議案第22号 (原案可決)

委員会質疑要約

\*議案第3号について

介護予防支援等の人員等、これまでの基準と比較して、何が変わるのか。

今回、基準を市町村の条例で定めることとされたものです。国の基準と同様のものので、今までと特に変わりはありません。

教育委員長の任期まで教育委員長と教育長を置くか、教育委員長と教育長は異なるのか。

平成28年6月23日が教育長の教育委員としての任期ですので、教育長の任期もそこで満了になります。教育長の任期が切れると同時に教育委員長の職はなくなり、そこで終わることになります。

市いじめ問題対策連絡協議会では、いじめを起こさないための防止策などは検討しているのか。

協議会の中には、いじめ防止に向けての対策や連絡調整などが盛り込まれています。

奨学金は返却する必要があるのか。

奨学金は、さんむ医療センターに6年間勤めれば、返却の必要はありません。ただし、修学一時金の1千万円は、最長10年間で返却いただく必要があります。

受け入れをするのか。

平成27年度は、全員受け入れ可能でした。申し込みが過剰な場合は、優先度等を評価しながら選定していくと思います。

保育所保育料が2千291万3千円減額になっているが、その内容は何か。

実績に基づき、当初予算で895人分の保育料を見込みましたが、現在、800人程度となっており、その差、約95人分について減額するものです。

\*議案第18号について

医学士奨学金等貸付事業について、この奨学金の内容は何か。

授業料及びそれに伴う必要な経費について貸し付けをするものです。

景観条例において目指す形は具体的にどのようなものか。また、土地に自立して設置された太陽光発電設備についての規制はどうか。

景観条例は、地域の自然、文化、経済活動等が調和した良好な景観を形成するため、建築物や工作物の設置や改築にあたり、市民や事業者に配慮を求め、その目的とし、その基準を定めるものです。また、太陽光発電設備については、

景観条例において目指す形は具体的にどのようなものか。また、土地に自立して設置された太陽光発電設備についての規制はどうか。

く必要があります。



文教厚生常任委員会の様子

経済建設常任委員会

(3月5日開催)

議案第5号、議案第15号、議案第18号の一部、議案第23号、議案第24号 (原案可決)

委員会質疑要約

\*議案第5号について

景観条例において目指す形は具体的にどのようなものか。また、土地に自立して設置された太陽光発電設備についての規制はどうか。

景観条例は、地域の自然、文化、経済活動等が調和した良好な景観を形成するため、建築物や工作物の設置や改築にあたり、市民や事業者に配慮を求め、その目的とし、その基準を定めるものです。また、太陽光発電設備については、

景観条例において目指す形は具体的にどのようなものか。また、土地に自立して設置された太陽光発電設備についての規制はどうか。